

改正後	改正前
<p data-bbox="85 177 1119 204">個④023 所得税の[たな卸資産の評価方法・減価償却資産の償却方法]の変更承認申請書【裏面】</p> <div data-bbox="117 220 1292 1734" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p data-bbox="551 297 834 324">書 き 方</p> <p data-bbox="117 382 1267 448">1 この申請書は、たな卸資産の評価方法又は減価償却資産の償却方法を現に行っている方法から、他の方法に変更しようとする場合に提出するものです。</p> <p data-bbox="117 465 1267 531">2 この申請書は、たな卸資産の評価方法又は減価償却資産の償却方法を変更しようとする年の3月15日までに提出してください。</p> <p data-bbox="139 548 1267 695">(注) 平成21年分の所得税について、平成20年度改正前の耐用年数省令において、異なる種類の区分に属する減価償却資産につき異なる償却の方法を選定している場合で、その減価償却資産が平成20年度改正後の耐用年数省令において、同一の種類の区分に属することとなったときで、その減価償却資産につき選定した償却の方法を変更しようとするときは、この届出書を平成22年3月15日までに提出することにより、変更の承認があったものとみなされます。</p> <p data-bbox="117 712 1267 749">3 この申請書の標題及び本文の中の「たな卸資産の評価方法 減価償却資産の償却方法」は、申請の内容に応じて不要な文字を抹消します。</p> <p data-bbox="117 767 1267 784">4 「1 たな卸資産の評価方法」の各欄は、次のように記載します。</p> <p data-bbox="139 801 1267 867">(1) 「事業の種類」欄には、評価の方法を変更しようとする事業の種類を、例えば、小売業、製造業又は漁業などと記載します。</p> <p data-bbox="139 884 1267 950">(2) 「資産の区分」欄には、評価の方法を変更しようとするたな卸資産の区分を、(1)の事業の種類ごとに、例えば、商品、製品、半製品、原材料、消耗品などと記載します。</p> <p data-bbox="139 967 1267 1033">(3) 「現在の評価方法」欄には、評価の方法を変更しようとする資産について、既に届け出ている方法（届け出していない場合は、それぞれの資産の区分ごとに定められている法定の評価方法）を記載します。</p> <p data-bbox="117 1051 1267 1068">5 「2 減価償却資産の償却方法」の各欄は、次のように記載します。</p> <p data-bbox="139 1085 1267 1151">(1) 減価償却資産を取得した日に応じて「(1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産」又は「(2) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産」の各欄を使用します。</p> <p data-bbox="139 1168 1267 1234">(2) 「資産の種類、設備の種類」欄には、償却の方法を変更しようとする減価償却資産の種類又は設備の種類を、例えば、建物、建物附属設備、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品などと記載します。</p> <p data-bbox="139 1251 1267 1317">(3) 「構造又は用途、細目」欄には、償却の方法を変更しようとする資産の構造又は用途、細目を(1)の資産の種類又は設備の種類ごとに、例えば、木造、冷暖房設備、広告用、医療機器、その他のものなどと記載します。</p> <p data-bbox="139 1335 1267 1400">(4) 「現在の償却方法」欄には、償却の方法を変更しようとする資産又は設備について、既に届け出ている方法（届け出していない場合は、それぞれの資産ごとに定められている法定の償却方法）を記載します。</p> <p data-bbox="167 1418 1267 1483">(注) 平成10年4月1日以後に取得した「建物」の償却方法は、旧定額法又は定額法に限る（旧定率法又は定率法の選択はできません。）こととされています。</p> <p data-bbox="117 1501 1267 1566">6 「4 その他参考事項」の(1)における建物の取得年月日については、相続、遺贈又は贈与（以下「相続等」といいます。）による取得の場合は、相続等の日を記載します。</p> </div>	<p data-bbox="1361 177 2395 204">個④023 所得税の[たな卸資産の評価方法・減価償却資産の償却方法]の変更承認申請書【裏面】</p> <div data-bbox="1410 220 2584 1734" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p data-bbox="1832 297 2115 324">書 き 方</p> <p data-bbox="1410 382 2560 448">1 この申請書は、たな卸資産の評価方法又は減価償却資産の償却方法を現に行っている方法から、他の方法に変更しようとする場合に提出するものです。</p> <p data-bbox="1410 465 2560 531">2 この申請書は、たな卸資産の評価方法又は減価償却資産の償却方法を変更しようとする年の3月15日までに提出してください。</p> <p data-bbox="1432 548 2560 614">(注) 平成19年分の所得税について、減価償却資産につき選定した償却の方法を変更しようとするときは、この届出書を平成20年3月17日までに提出することにより、変更の承認があったものとみなされます。</p> <p data-bbox="1410 631 2560 668">3 この申請書の標題及び本文の中の「たな卸資産の評価方法 減価償却資産の償却方法」は、申請の内容に応じて不要な文字を抹消します。</p> <p data-bbox="1410 685 2560 703">4 「1 たな卸資産の評価方法」の各欄は、次のように記載します。</p> <p data-bbox="1432 720 2560 786">(1) 「事業の種類」欄には、評価の方法を変更しようとする事業の種類を、例えば、小売業、製造業又は漁業などと記載します。</p> <p data-bbox="1432 803 2560 869">(2) 「資産の区分」欄には、評価の方法を変更しようとするたな卸資産の区分を、(1)の事業の種類ごとに、例えば、商品、製品、半製品、原材料、消耗品などと記載します。</p> <p data-bbox="1432 886 2560 952">(3) 「現在の評価方法」欄には、評価の方法を変更しようとする資産について、既に届け出ている方法（届け出していない場合は、それぞれの資産の区分ごとに定められている法定の評価方法）を記載します。</p> <p data-bbox="1410 969 2560 987">5 「2 減価償却資産の償却方法」の各欄は、次のように記載します。</p> <p data-bbox="1432 1004 2560 1070">(1) 減価償却資産を取得した日に応じて「(1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産」又は「(2) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産」の各欄を使用します。</p> <p data-bbox="1432 1087 2560 1153">(2) 「資産の種類、設備の種類」欄には、償却の方法を変更しようとする減価償却資産の種類又は設備の種類を、例えば、建物、建物附属設備、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品などと記載します。</p> <p data-bbox="1432 1170 2560 1236">(3) 「構造又は用途、細目」欄には、償却の方法を変更しようとする資産の構造又は用途、細目を(1)の資産の種類又は設備の種類ごとに、例えば、木造、冷暖房設備、広告用、医療機器、その他のものなどと記載します。</p> <p data-bbox="1432 1253 2560 1319">(4) 「現在の償却方法」欄には、償却の方法を変更しようとする資産又は設備について、既に届け出ている方法（届け出していない場合は、それぞれの資産ごとに定められている法定の償却方法）を記載します。</p> <p data-bbox="1459 1336 2560 1402">(注) 平成10年4月1日以後に取得した「建物」の償却方法は、旧定額法又は定額法に限る（旧定率法又は定率法の選択はできません。）こととされています。</p> <p data-bbox="1410 1420 2560 1437">6 「4 その他参考事項」</p> <p data-bbox="1432 1454 2560 1520">(1) 4の(1)における建物の取得年月日について、相続、遺贈又は贈与（以下「相続等」といいます。）による取得の場合は、相続等の日を記載します。</p> <p data-bbox="1432 1537 2560 1564">(2) 4の「(2)その他」欄には、届出をすることとなった事情等を具体的に記載します。</p> </div>